1 評定者

北海道水産林務部が所管・発注する建設工事における各考査項目の評定者は、次のとおりとする。 なお、主任監督員を指定していない場合の評定者は、工事を所管する担当係長又は主査が評定を 行うものとする。

	考查	項	目			Ī	——	定	者			
	評価項目		細 別	工事	監督	員 1	工事	監督	員 2	検	査	員
1	施工体制	I	施工体制一般	監	督	員						
		п	配置技術者	監	督	員						
2	施工状況	I	施工管理	監	督	員				検	査	員
		п	工程管理	監	督	員	主	任監督	肾員			
		Ш	安全対策	監	督	員	主	任監督	肾員			
		IV	対外関係	監	督	員						
3	出来形及び	I	出来形	監	督	員				検	査	員
	出来ばえ	п	品質	監	督	員				検	査	員
		ш	出来ばえ							検	査	員
4	工事特性(加点のみ)	I	工事特性				主	任監督	員			
5	創意工夫(加点のみ)	I	創意工夫				主	任監督	員			
6	社会性等	I	地域への貢献等				主	任監督	員			
7	法令遵守等(減点のみ)						主	任監督	員			
8	その他(減点のみ)						主	任監督	員			

2 評価項目「品質」の評定方法

- (1)製品の設置のみを行う工事などで、品質管理のほとんどが生産者の試験成績表により行われ、ばらつきの判断が困難な工事は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なし、 該当項目の達成度合いにより評価する。
- (2) ばらつきに関して検査員は、監督員の評価を参考に評定を行うこと。

3 評価項目「法令遵守等」に関する運用

- (1) 文書注意:次の各号に該当する場合は文書注意とする。(-8点)
 - (ア) 下記の内、指名停止処分にいたらない場合。
 - a) 休業4日以上の労働災害
 - b) 休業1日以上で一時に3人以上が負傷した労働災害
 - (イ) 公衆災害のうち、指名停止処分にいたらない場合。
 - (ウ) ロ頭注意、不問処分に該当する事故を2回以上起こした場合
 - (エ)発注者への事故報告義務を怠った場合。
- (2) 不問処分:次の各号に該当する場合は不問処分とする。(-3点)
 - (ア) 病院の診察を受けたが異常が認められない場合、及び翌日には作業復帰が可能な場合。
 - (イ)公衆災害で負傷者を伴わない断水、停電、通信回線不通等の事故であり、その影響範囲が工事現場及び現場の隣接地にとどまる場合。
- (3) 口頭注意:次の各号に該当する場合は口頭注意とする(-5点)
 - (ア) 文書注意、不問処分に該当しない場合は口頭注意とする。
 - (イ)公衆災害で負傷者を伴わない断水、停電、通信回線不通等の事故であり、その影響範囲が周辺地域(概ね周辺100m以上、又は周辺の公共公益施設)までおよんだ場合。